

証券投資信託 商品概要説明書

項目	内容
1. 商品名	MHAM ライフ ナビゲーション2020
愛称	
2. ご利用者	当商品を選定されている確定拠出年金プランの加入者および運用指図者の方 (ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります)
3. 商品分類	投資信託協会分類：追加型投信／内外／資産複合
4. 商品属性	
当初設定日	2000年7月28日
信託期間	無期限
クローズド期間	ありません。
主要投資対象	<ul style="list-style-type: none"> ●MHAM日本株式マザーファンド受益証券 ●MHAM海外株式マザーファンド受益証券 ●MHAM短期金融資産マザーファンド受益証券 ●MHAM日本債券マザーファンド受益証券 ●MHAM海外債券マザーファンド受益証券 ※内外の株式・公社債等に直接投資することがあります。
運用方針	<ul style="list-style-type: none"> ●主として、MHAM日本株式マザーファンド受益証券、MHAM日本債券マザーファンド受益証券、MHAM海外株式マザーファンド受益証券、MHAM海外債券マザーファンド受益証券およびMHAM短期金融資産マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の株式・公社債および海外の株式・公社債への分散投資を行い、リスクの低減に努めつつ、信託財産の中長期的な成長を目指します。 ●安定運用開始時期を2020年の決算日の翌日(第21計算期間開始日)と定め、安定運用開始時期に近づいたことによって、定期的に株式の実質組入を漸減し、公社債および短期金融商品の実質組入を漸増することにより、株価等の変動リスクを低減させる運用を目指します。なお、安定運用開始時期以降は、MHAM短期金融資産マザーファンド受益証券に原則として100%投資を行い、より安定的な運用を行うことを基本とします。 ●実質組入外貨建資産の為替変動リスクについては、原則として為替ヘッジを行いません。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ●株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の55%以下とします。 ●投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ●外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の35%以下とします。 ●デリバティブ取引を利用することができます。
ベンチマーク	<ul style="list-style-type: none"> ●MHAM日本株式マザーファンド：東証株価指数(TOPIX = Tokyo Stock Price Index) ●MHAM日本債券マザーファンド：NOMURA-BPI総合 ●MHAM海外株式マザーファンド：MSCIロクサイ指数(為替ノーヘッジ、円ベース) ●MHAM海外債券マザーファンド：FTSE世界国債インデックス(除く日本、為替ノーヘッジ、円ベース) ●MHAM短期金融資産マザーファンド：わが国の無担保コール翌日物金利を指数化した収益率
決算日	毎年6月30日(ただし、休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回決算時(原則として6月30日)に、収益分配方針に基づき収益分配を行います。 収益分配金は自動的に再投資されます。
償還条項	委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、やむを得ない事情が発生したとき、信託契約の一部解約により受益権の残存口数が10億口を下回ることとなるときなどには、この信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。償還が行われると受益権が換金されることにより運用が行えなくなります。
5. 購入方法	当プランにおける拠出金または他の運用商品の売却資金により購入できます。
お申込み単位	1円以上1円単位
お申込み価額	購入約定日の基準価額が適用されます。
6. 解約方法	当プラン内で選定されている他の商品の購入資金に充当する場合は自由に解約できますが、確定拠出年金関連法令で定められている一定の給付事由以外は現金でのお引出しはできません。
解約価額	売却約定日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額が適用されます。
7. 費用	この商品には次の費用がかかります。
お申込み手数料	ありません。
信託報酬	2020年7月1日以降：純資産総額に対し年0.110%(税抜年0.10%) (内訳：(委)0.033%(税抜0.03%)、(販)0.055%(税抜0.05%)、(受)0.022%(税抜0.02%)) ※(委)は委託会社、(販)は販売会社、(受)は受託会社を表しています。
信託財産留保額	ありません。
その他費用	<ul style="list-style-type: none"> ●信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外国における資産の保管等に要する費用、受託者の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁されます。 ●信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、当該費用にかかる消費税等相当額とともに、信託財産中から支弁されます。 ●ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁されます。

(運営管理機関) リそな銀行

項目	内容
8. お申込み不可日等	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの受益権の取得申込みならびに一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みならびに一部解約の実行の請求の受付を取消す場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので弊社コールセンターにお問合せください。
9. 課税関係	<ul style="list-style-type: none"> ● 確定拠出年金制度においては換金時、償還時、収益分配時の利益に対して課税されません。 ● 加入者および運用指図者の方の年金資産残高に対して約1%の特別法人税等が課税されますが、その適用については現在凍結されています。
10. 利益の見込み損失の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ● 基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、将来の基準価額の予想ができないことから、利益の見込みを事前に示すことはできません。なお、当ファンドにおける運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。 ● 当ファンドの基準価額は弊社コールセンター、Web等で開示します。
11. 基準価額の主な変動要因等	<p>ファンドは、株式などの値動きのある証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。主なリスク要因は次の通りです。</p> <p>資産配分リスクとは、複数資産への投資(資産配分)を行った場合に、投資成果の悪い資産への配分が大きかったため、投資全体の成果も悪くなってしまうリスクをいいます。一般に、投資に際して資産配分を行う場合には、そのうちの1資産の価値変動が投資全体の成果に及ぼす影響度合いを小さくする効果が期待されますが、その場合にも、それぞれの資産の価値変動は、当該資産への資産配分の比率に応じて、投資全体の成果に影響を及ぼします。ファンドでは、わが国および海外の株式・公社債・短期金融商品に資産配分を行います。配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数の資産の価値が同時に下落した場合には、ファンドの基準価額がより大きく下落する可能性があります。ファンドにおける安定運用開始時期以降は、原則としてMHAM短期金融資産マザーファンドを通じてわが国の短期公社債および短期金融商品に投資を行います。</p> <p>株価変動リスクとは、株式市場および投資先となっている企業の株価が下落するリスクをいいます。ファンドが投資する企業の株価が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合には、当該企業の株価が大きく下落することや無くなることもあり、ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。</p> <p>金利変動リスクとは、金利変動による公社債の価格が下落するリスクをいいます。一般に、金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。金利上昇は、ファンドが投資する公社債の価格に影響を及ぼし、ファンドの基準価額を下落させる要因となります。また、金利変動により株式市場と公社債市場の間で資金シフトが起こる場合があり、その場合、金利変動の影響は株式市場にも及びます。</p> <p>信用リスクとは、公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金を予め決められた条件で支払うことができなくなる(債務不履行)リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該発行体が発行する公社債および短期金融商品(コマーシャル・ペーパー等)の価格は下落します。また、当該発行体が企業の場合には、一般にその企業の株価が下落する要因となります。ファンドが投資する株式の発行企業や公社債等の発行体がこうした状況に陥った場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。</p> <p>為替変動リスクとは、為替変動により外貨建資産の円換算価値が下落するリスクをいいます。ファンドが行う外貨建資産への投資のうち、為替ヘッジが行われていない部分において、投資対象通貨と円との外国為替相場が円高となった場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、ファンドでは外貨建資産への投資にあたり、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>流動性リスクとは、有価証券を売却(または購入)しようとする際に、需要(または供給)がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却(または購入)することができなくなるリスクをいいます。一般に、規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動性リスクへの留意が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。ファンドが投資する株式・公社債等の流動性が損なわれた場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。</p> <p>カントリーリスクとは、投資先となっている国の政治・経済・国際関係等が不安定な状態、あるいは混乱した状態等に陥った場合に、当該国における資産価値や当該国通貨の価値が下落するリスクをいいます。ファンドの投資先となっている国がこうした状態に陥った場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。</p> <p>その他留意点 ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、ファンドが主要投資対象とする各マザーファンドに対し、他のペーパーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、各マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、ファンドの基準価額や運用に影響を受ける場合があります。</p>
12. セーフティネットの有無	投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
13. 持分の計算方法	<p>解約価額(=基準価額)×保有口数</p> <p>※ 基準価額・解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。</p>
14. 委託会社	アセトマネジメントOne株式会社(信託財産の運用指図等を行います。)
15. 受託会社	みずほ信託銀行株式会社(信託財産の保管・管理等を行います。) (再信託受託会社:株式会社日本カストディ銀行)

(運営管理機関) リそな銀行

- ◆ 当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- ◆ 当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
- ◆ 投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および投資成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。
- ◆ 上記商品内容をご確認のうえ、確定拠出年金法第24条に基づき別途ご提供する上記商品の過去の運用実績と併せて、ご自身で投資判断を行っていただきますようお願いいたします。